

# 御説明資料

平成27年3月24日

経済産業省

# 弊省への御質問事項

(建議事項1・2関係)

- 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会における、制度の見直し等についての検討の主な内容と、今後のスケジュールについて、ご説明願いたい。
- 「中間的な論点整理」のパブリックコメントの結果についてご説明願いたい。
- イシューに不適正取引防止義務や苦情の適切処理義務を課すことについて、お考えをお聞かせ願いたい。
- 海外アクワイアラーが関与する取引について、加盟店管理の実効性をどのように確保していくのかご説明願いたい。

(建議事項3関係)

- 消費者に対するチャージバックルールの周知の取組みについてご説明願いたい。
- チャージバックルールの適切な運用、リボルビング方式による支払いの仕組みやリスクの消費者への情報提供について、カード発行会社の取り組み状況をどのように把握していく予定か、ご説明願いたい。

# 1. 割賦販売小委員会の状況について

- 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会における、制度の見直し等についての検討の主な内容と、今後のスケジュールについて、ご説明願いたい。

- 平成26年12月25日に以下の項目からなる「中間的な論点整理（別添1）」を公表した。論点整理を踏まえて更なる検討を進め、立法事実の有無の検証及び制度的な措置を講ずる場合の制度設計等に係る議論を十分に尽くした上で、可能な限り速やかに結論を得ることとしたい。

## 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会 「中間的な論点整理」

### 第1章 クレジット取引を巡る概況

1. 平成20年改正において措置された事項に係る近時の動向
2. クレジットカード取引の利用環境の変化等
  - 2.1. クレジットカード取引に関わる主体の多様化
  - 2.2. 近時の消費者相談の動向
3. 番号漏洩、不正使用対策の状況

### 第2章 課題及び今後の検討に向けた論点整理

1. クレジットカード取引の利用環境の変化等
  - 1.1. 加盟店の調査について
  - 1.2. マンスリークリア取引について
  - 1.3. イシューアーによる相談苦情対応等について
2. セキュリティ対策の方向性
  - 2.1. クレジットカード番号情報等の保護について
  - 2.2. クレジットカード利用時の不正使用対策について
  - 2.3. セキュリティ対策向上の実効的な推進のあり方について

### 第3章 今後の検討について

# 1. 割賦販売小委員会の状況について

- 「中間的な論点整理」のパブリックコメントの結果についてご説明願いたい。

## 1. 概要

募集期間：平成26年12月25日～平成27年1月26日

意見者数：143名(個人81名、法人・団体62社)

意見件数：391件

## 2. 御意見の要旨(第2章1.関係)

1.1.から1.3.の各々について、制度的な措置を求める意見、制度的な措置に反対する意見、措置する場合の具体的内容についての意見、いずれも多く寄せられた。主な指摘は以下のとおり。

### 1.1. 加盟店の調査について

ア) 措置不要(立法事実がない、事業者への過度な負担となる)

イ) 措置については、具体的な調査方法を法定すべき  
方法は合理的な裁量にゆだねるべき

ウ) いわゆる決済代行業者(以下、「PSP」という。)の外延が整理されておらず、この段階で制度的な措置を検討するのは拙速

### 1.2. マンスリークリア取引について

ア) 抗弁を接続すべき(分割払いと差異がない、チャージバックルール活用の契機となる)

イ) 抗弁を接続すべきでない(多数の消費者の利益を害する、立法事実がない)

### 1.3. イシューアーによる相談苦情対応等について

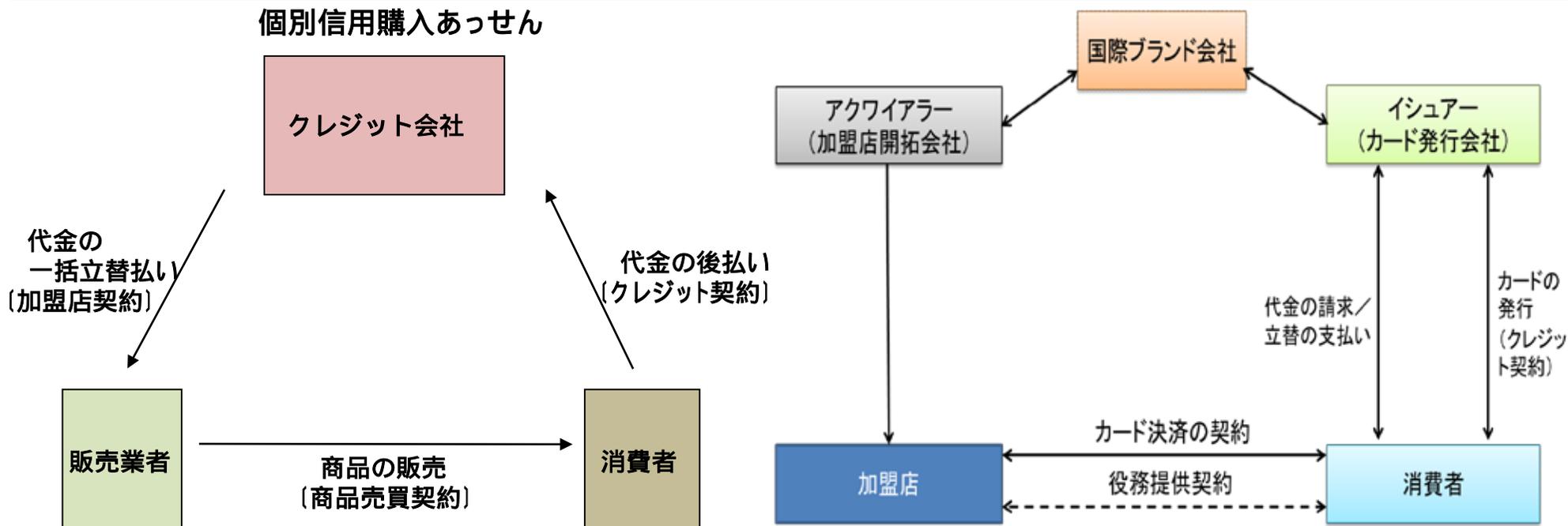
ア) 法令で一定の対応義務を措置すべき(消費者に近いイシューアーが対応すべき)

イ) 各イシューアーの自主的な取組に委ねるべき(かえって、画一的、硬直的な対応となるおそれ)  
個別の御意見の要旨については(別添2)参照。

## 2. イシューアへの義務付けについて

- イシューアに不適正取引防止義務や苦情の適切処理義務を課すことについて、お考えをお聞かせ願いたい。

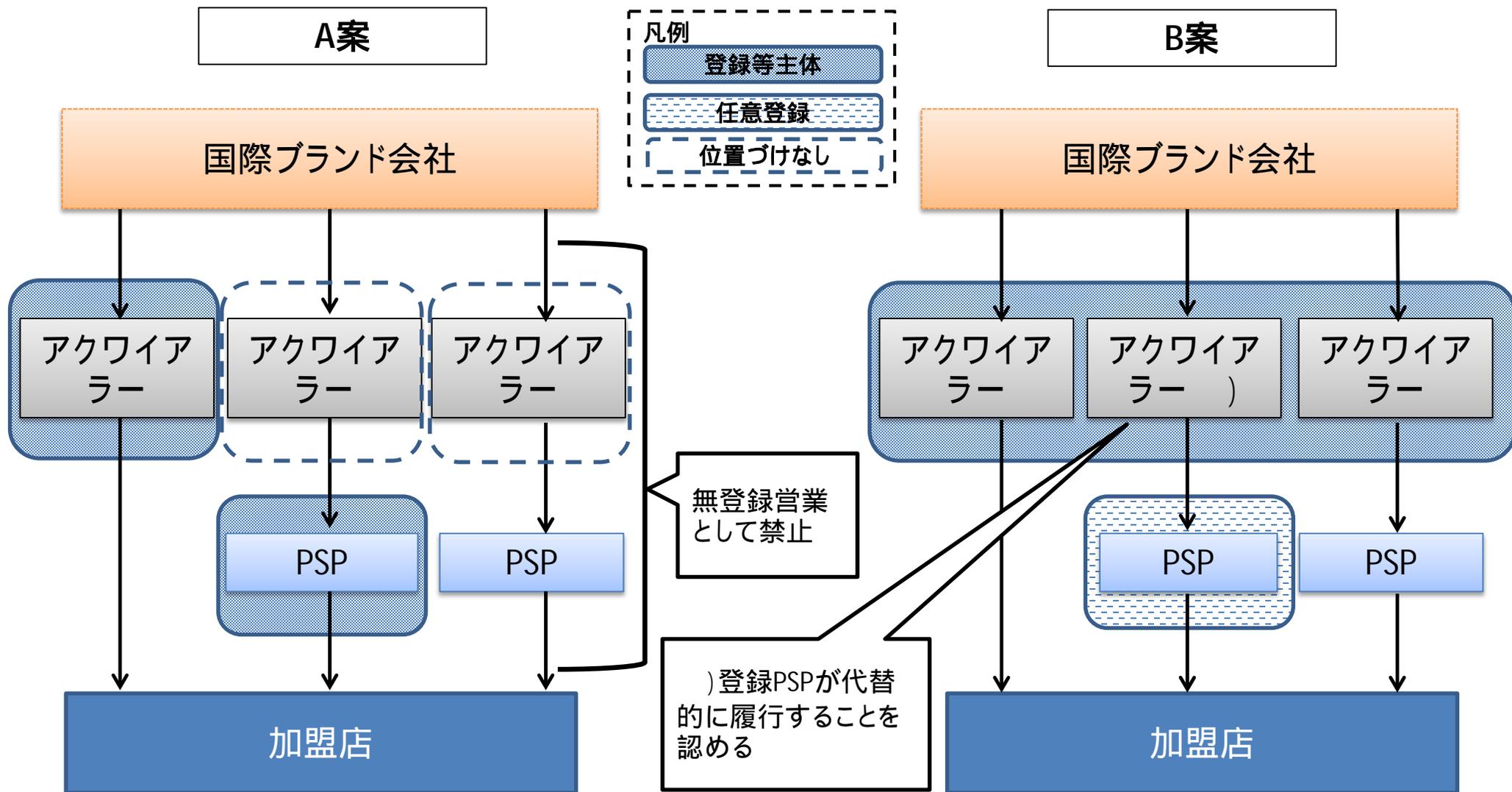
個別信用購入あつせん



- 個別信用購入あつせんでは、クレジット会社が個別の販売・役務提供に与信する。また、三者間取引（クレジットカードというオンアス）が一般的。
- 他方、クレジットカードのイシューアは、消費者に包括的な利用枠を供与しており、個別の販売・役務提供への与信を審査する訳ではない。また、オフアスが一般的。
- 不適正取引防止義務は建議事項に含まれていないが、以上の取引構造を踏まえると、不適正取引を防止できるのはイシューアではなく、加盟店と消費者。また、苦情処理については、今後、実態把握・措置の要否等を小委員会で扱う予定。

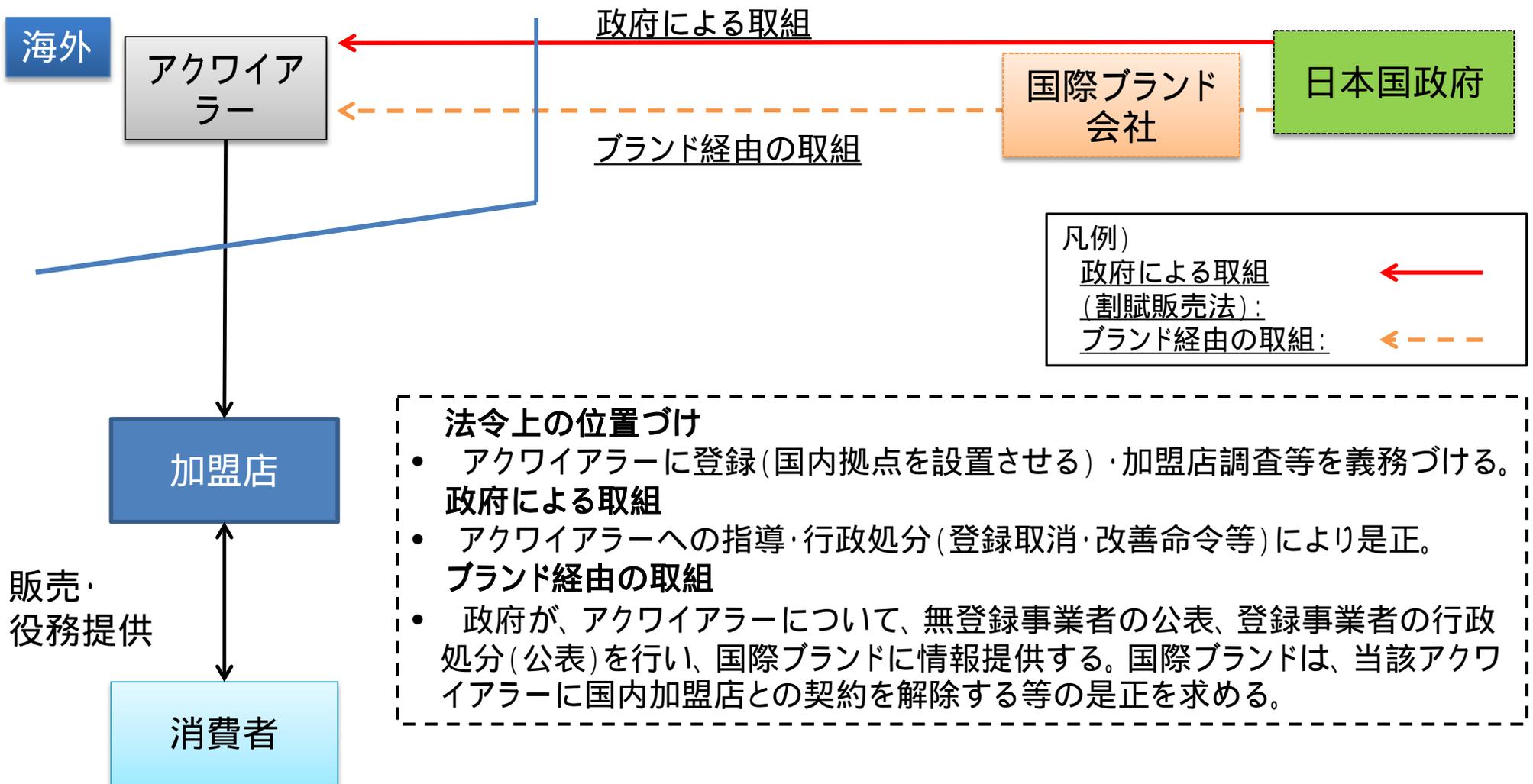
### 3 . 海外アクワイアラーが関与する取引について

- 海外アクワイアラーが関与する取引について、加盟店管理の実効性をどのように確保していくのかご説明願いたい。



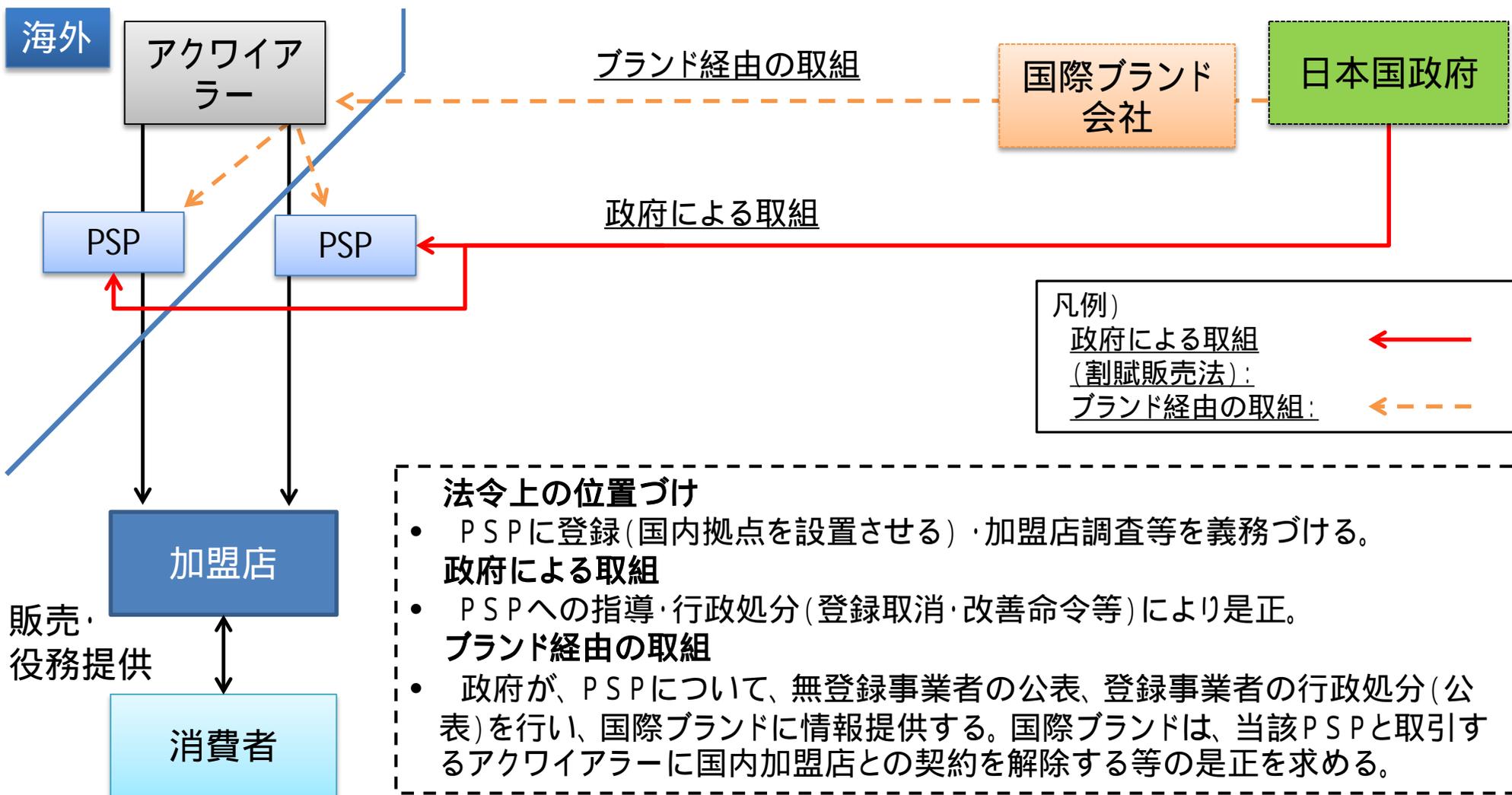
### 3 . 海外アクワイアラーが関与する取引について

国内加盟店が海外アクワイアラーと直接取引する事例(両案共通)



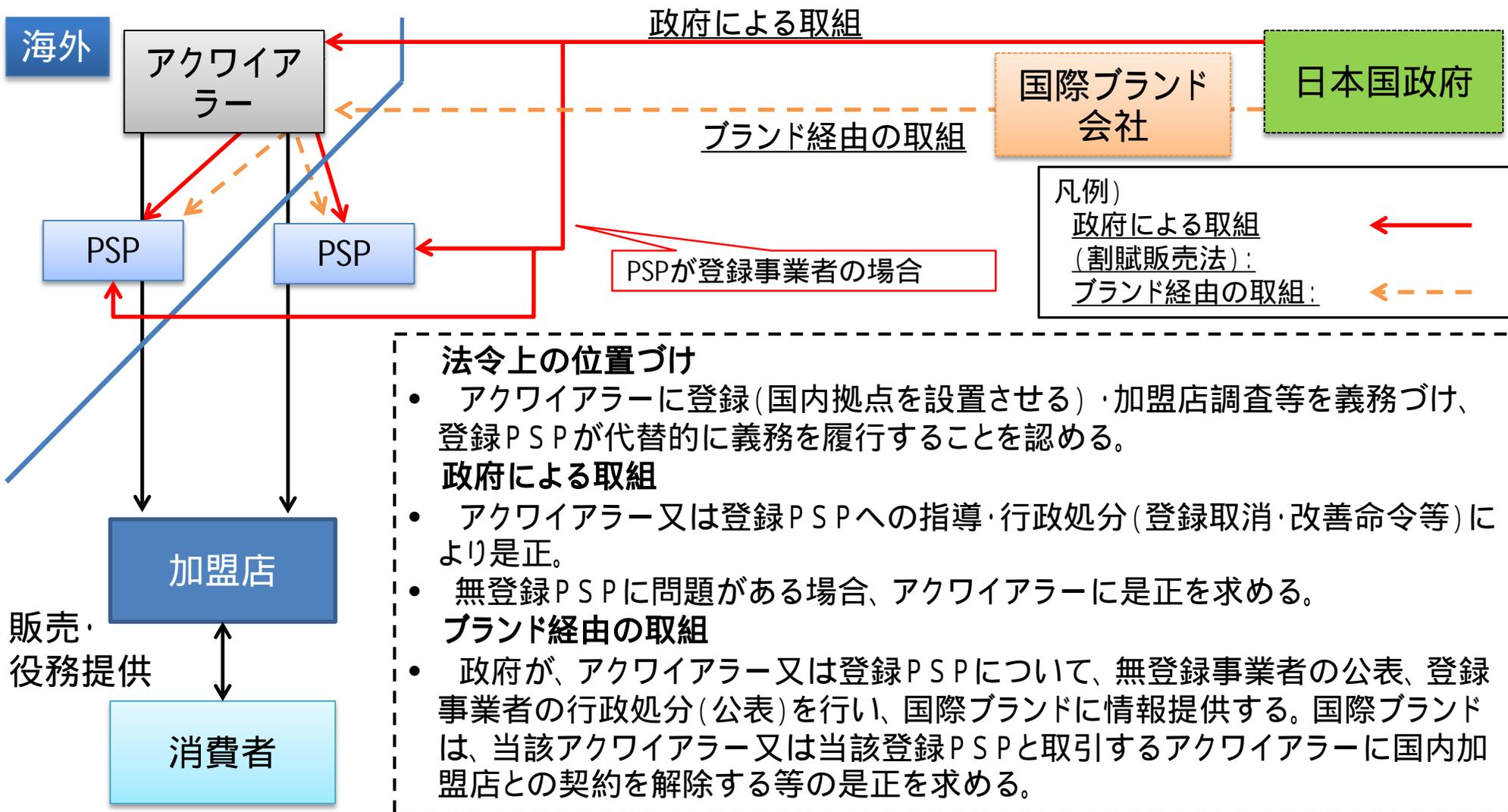
### 3 . 海外アクワイアラーが関与する取引について

国内加盟店が国内外のPSPを経由して海外アクワイアラーと取引する事例(A案)



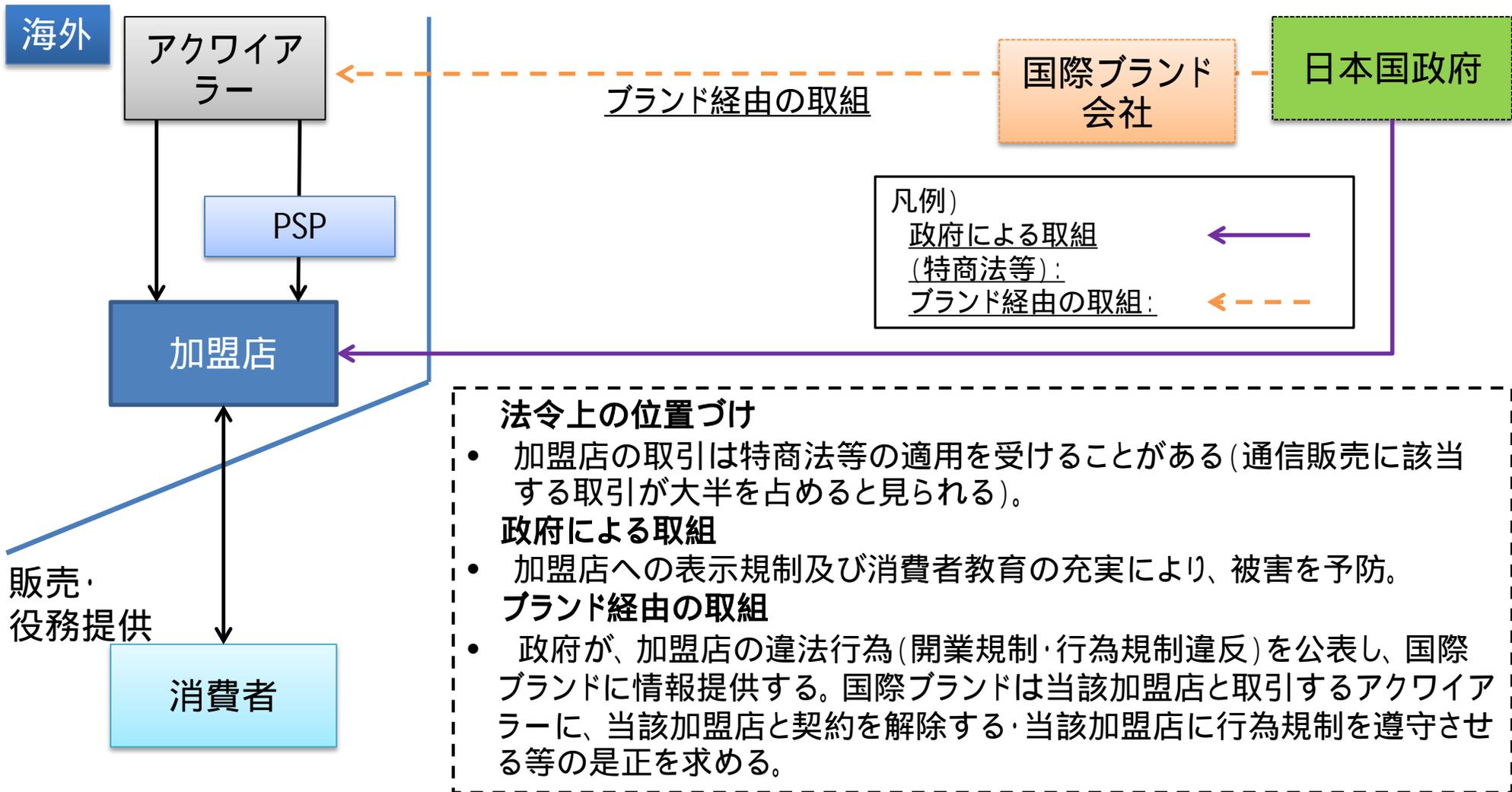
# 3 . 海外アクワイアラーが関与する取引について

国内加盟店が国内外のPSPを経由して海外アクワイアラーと取引する事例(B案)



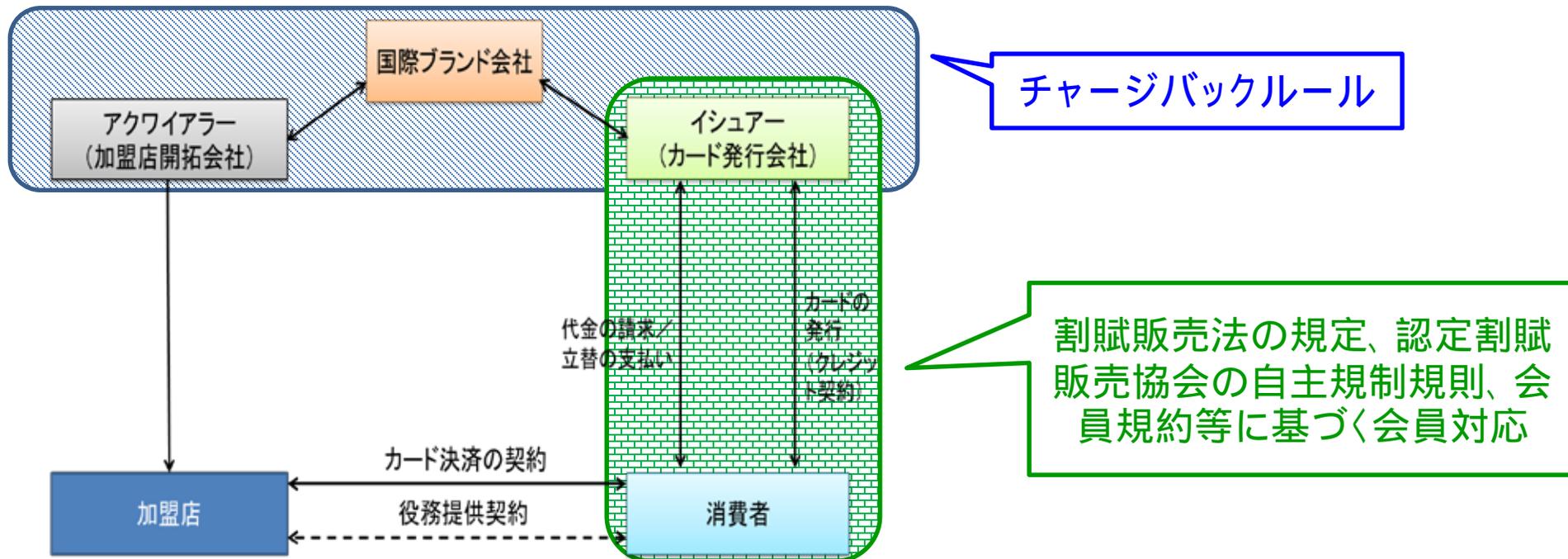
### 3 . 海外アクワイアラーが関与する取引について

国外加盟店が海外アクワイアラーと取引する事例(両案)



## 4. チャージバックルールについて

- 消費者に対するチャージバックルールの周知の取組みについてご説明願いたい。



- チャージバックルールは、国際ブランドが定めるイシューアー・アクワイアラー間のルール。これは、取引が、国際ブランド毎に定める一定の事由（リーズン）に該当することが立証された場合に、イシューアーがアクワイアラーに主張できる権利であり、法令上も契約上も消費者の権利ではない。また、イシューアーがチャージバックが成立しないことを理由として適切な消費者対応を行わないことは、ルールの趣旨に反する。
- 行政としてチャージバックルールの周知を行った場合、チャージバックが成立しない場合には、消費者対応が不要であるとの誤解を与えるおそれがある。

## 5. カード発行会社の取り組み状況把握について

- チャージバックルールの適切な運用、リボルビング方式による支払いの仕組みやリスクの消費者への情報提供について、カード発行会社の取り組み状況をどのように把握していく予定か、ご説明願いたい。

- 平成27年2月5日付け20150129商局第1号(別添3)をもって、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から、一般社団法人日本クレジット協会会長宛てに、建議事項3に係る事項を含むキャッシュレス決済の適切な使い方に関する理解の増進等について要請を行った。
- チャージバックルールの適切な運用、リボルビング方式による支払いの仕組みやリスクの消費者への情報提供については、従前から、日本クレジット協会による、会員企業への国際ブランドルールの周知や消費者への情報提供を行ってきたところ。
- 日本クレジット協会においては、貴委員会の建議も踏まえ、今後、更なる研修の強化や、リボルビング方式に係るパンフレットを新たに作成し、消費者に配布する等を予定していると認識している。
- 日本クレジット協会によるこれらの取組について、経済産業省としても情報共有を受け、適宜関与しながら、協会・各社の適切な取組の実現・把握に努める。